
2026年4月1日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 187 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ TOPIC

◆◆ 気になる統計の動き—2025年における入管統計公表

◆◆ 今週のひとこと

■ 生態系のスイッチ

今年の東京のサクラの開花は3/19、満開は3/28で、平年よりそれぞれ5日、3日早まりました。

開花時期の決まり方は、①サクラ、チューリップのように温度がスイッチになるもの、②アブラナやキクのように日照時間がスイッチになるもの、③そしてどちらにも関係がないものに分けられるそうです。サクラは、温度がスイッチになるものの代表選手です。

サクラの開花時期は、平安時代は「4月中旬」、1950年代は「4月上旬」とされていましたが、今は「3月下旬」です。原因は“気候変動”です。開花時期の変化の影響は、開花が早まったり、不安定化したりするだけにとどまりません。花は咲けども昆虫がいない、昆虫がいなければ鳥もいられなくなるという生態系に静かな、しかし深刻な影響を及ぼしているということです。

開花が早くなるのは、サクラが早く春を招き入れてくれたようなものです。新年度を迎え、サクラのおかげで希望に満ちた春に背中を押されながらスタートを切ることができます。しかし、サクラ、特にソメイヨシノは同じ遺伝子を持っているので、一斉開花をしながら、一斉に警告スイッチを押しているのかもしれない。

☆—————☆

◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

■ 1 4月から開始、アルバイトの労働条件キャンペーン／厚労省

厚生労働省では、4月1日～7月31日、令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施することとしています。学生自身に労働条件の確認を促し事業主に労働基準法等の遵守を徹底してもらうことを目的にして、次の事項について重点的に取り組むとされています。

- ①労働契約締結の際の労働条件の明示
- ②学業とアルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- ③休憩時間や年次有給休暇の適切な取扱い
- ④労働時間の適正把握による適切な賃金の支払い
- ⑤商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑥労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する違法な減給制裁の禁止

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70940.html

■ 2 2025年賃金構造調査結果を公表／厚労省

厚生労働省は、3月24日、2025年「賃金構造基本統計調査」結果を公表しました。一般労働者の月額賃金（残業代を除く）は、男女計34万600円（前年比3.1%増）となりました。これを、性別、学歴別、企業規模別にみると次のとおりです。

〔性別〕 男性 373.4千円、女性 285.9千円

〔学歴別〕 高卒 297.2千円、大学卒 396.3千円、大学院卒 517.4千円

〔企業規模別〕 大企業 385.1千円、中企業 326.2千円、小企業 305.6千円

〔雇用形態〕 正社員 358.8千円、正社員以外 241.7千円

<詳しくは>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2025/dl/13.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2025/index.html>

■ 3 最賃、7割超の企業が「負担」と回答／民間調査

日本商工会議所・東京商工会議所は、3月17日、「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」結果を発表しました。この調査は、全国47都道府県の3,780社に対して、2月2日～2月27日の間に実施されたものです。主な結果は次のとおりです。

(1) 2025年度の最低賃金引上げによって「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業は45.1%と高水準となりました。「最低賃金を下回ったため賃金を引き上げた従業員」の雇用形態は「パートタイム労働者」が79.6%、「正社員」が32.4%でした。

(2) 最低賃金引上げに伴う人件費増加への対応については、「具体的な対応が取れず、収益を圧迫」と回答するものが35.0%、「人件費増加分の製品・サービス価格への転嫁による原資の確保」を挙げるものは31.0%でした。

(3) 最低賃金の引上げへの対応のために活用する（予定含む）支援策については、「賃金引上げを支援する助成金・補助金」が25.4%、「税制上の優遇措置」が20.1%で、「支援策を活用していない（活用する予定はない）」が57.1%でした。

(4) 現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は76.6%に達しました。

<詳しくは>

<https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1208992>

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1209014>

■ 4 特定技能「外食業分野」、4/13から受入れを制限／入管庁

出入国在留管理庁及び農林水産省は、3月27日、両省庁ホームページにおいて、外食業分野における特定技能1号の在留者数が分野別運用方針に定める受入れの上限数を超える見込みであることから、入管法第7条の2第3項及び同条第4項に基づき、4月13日から在留資格認定証明書の交付の停止措置を講じることとしたと発表しました。

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/03_00001.html

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/gaikokujinzai-110.pdf>

■ 5 帰化の要件、4/1 から厳格化／法務省

平口法務大臣は、3月27日の閣議後会見で、外国人が日本国籍を取得する要件について、4月1日から厳格化すると発表しました。国籍法第5条は、外国人の日本国籍取得を法務大臣が許可する要件として、5年以上居住すること、18歳以上であること、素行が善良であること、生計を営むことができることなどと規定していますが、法務大臣は、居住の要件を原則10年以上とし、納税証明書は過去5年分、社会保険料は過去2年分の提出を求めることにより厳格な審査を進めることとしたと述べました。

<詳しくは>

共同通信

https://www.47news.jp/l4060324.html?fbclid=IwZnRzaAQ0nFpleHRuA2F1bQ1xMQBzcnRjBmFwcF9pZAo2NjI4NTY4Mzc5AAEeNz1ldMJ3USmx_ye-KmMvXoSRq_5s3oLHb5DWLB5RDA0va-kOU8Pd49FAoyg_aem_Lzs3QgT2kgr3A9UMWRercw

朝日新聞

<https://www.asahi.com/articles/ASV3W04WZV3WUTIL002M.html>

日本テレビ

https://www.youtube.com/watch?v=X2oljXYtU_g

☆

☆

◆◆ 気になる統計の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「統計の動き」として、2025年における入管統計について見ていくこととします。

■ 2025年における入管統計公表

出入国在留管理庁は、3月27日、2025年における出入国者数、在留外国人数、在留資格取消件数、難民認定者数等の状況を公表しました。

(1) 外国人新規入国者数の状況

2025年の外国人入国者数(新規入国者数と再入国者数の合計)は、4,243万930人で過去最高となりました。このうち、外国人新規入国者数は3,918万4,525人で、前年の2024年に比べると15.2%増加し、こちらも過去最高となっています。短期滞在が3,845万8,105人(2024年比15.3%増)となり、数において他の項目よりはるかに多くなっていますが、特定技能の7万6,063人(同17.8%増)も伸び率においてはかなり高くなっています。

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00063.html

(2) 在留外国人数の状況

2025 年末の在留外国人数は、412 万 5,395 人（前年 9.5%増加）で、中長期在留者数は 385 万 8,499 人となり、いずれも前年に引き続き増加しました（それぞれ 9.5%、10.4%の増加）。

(国籍別状況)

在留外国人数の国籍別状況は、多いものから順に挙げると、次のとおりですが、インドネシアがひとつ順位を上げ、スリランカが 9 位と 10 位以内にランクインしました。

－中国	930,428 人	(2024 年末比 6.5%増)
－ベトナム	681,100 人	(同 7.4%増)
－韓国	407,341 人	(同 0.5%減)
－フィリピン	356,579 人	(同 4.4%増)
－ネパール	300,992 人	(同 29.2%増)
－インドネシア	266,069 人	(同 33.2%増)
－ブラジル	210,014 人	(同 0.9%減)
－ミャンマー	182,567 人	(同 35.7%増)
－スリランカ	79,128 人	(同 24.7%増)
－台湾	73,256 人	(同 4.4%増)

(在留資格別状況)

在留外国人数の在留資格別状況は、中長期在留者と特別永住者の別では、前者が 385 万 8,499 人（2024 年末比 10.4%増）、後者が 26 万 6,896 人（同 2.6%減）です。

また、中長期在留者の内訳を見ると、人数では永住者、技人国、留学、技能実習、特定技能、家族滞在の順です。これらは、2024 年末と比べいずれも増加していますが、技能実習はほぼ横ばいです。

－永住者	947,125 人	(2024 年末比 3.2%増)
－技人国	475,790 人	(同 13.6%増)
－留学	464,784 人	(同 15.6%増)
－技能実習	456,618 人	(同 0.0%増)
－特定技能	390,296 人	(同 34.8%増)
－家族滞在	352,875 人	(同 15.5%増)

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00062.html

(3) 在留資格取消件数の状況

2025年における在留資格取消件数は1,446件でした。これは2024年と比べると22.1%の増加となっています。

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/11_00085.html

(4) 難民認定者数等の状況

2025年における難民認定申請者数は11,298人で、2024年に比べ8.7%の減少となりました。主な国籍は、タイ、ミャンマー、インド、スリランカ、バングラデシュとなっています。補完的保護対象者認定申請数は311人ありました。主な国籍はウクライナとなっています。

<詳しくは>

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00058.html

☆—————☆

◆◆ 《「厚生省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2026年3月18日発行 人事労務マガジン／定例第243号 ■

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001669207.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

．．．．． 民紹協からのお知らせ ．．．．．

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

1. 職業紹介責任者講習

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型（リアル開催）】

- ◇北海道：5/8(金)
- ◇東京：4/20（月）、4/27（月）、5/18（月）、5/27（水）、6/4（木）、6/15（水）、7/6（月）
- ◇石川：5/13（水）
- ◇愛知：6/24（金）、
- ◇大阪：4/15（水）、5/21（木）、6/24（水）、
- ◇広島：6/12（金）
- ◇香川：4/10（金）
- ◇福岡：4/24（金）、7/3（金）、

【オンライン】

- 4/22（金）、4/28（火）、5/11（月）、5/15（金）、5/20（水）、5/25（月）、5/29（金）、6/2（火）、6/6（土）、6/10（水）、6/17（水）、6/23（火）、6/29（月）、7/8（水）、7/10（金）

2. 職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

【基本編】

- 令和8年5月27日（水）14：00～17：00 Zoom
「紹介担当者のための労働基準法+求人・採用関係法セミナー」
- 令和8年5月29日（金）13：00～17：00 Zoom
「外国人材の職業紹介事業スタートアップセミナー」
- 令和8年6月11日（木）14：00～17：00 Zoom
「職業紹介スタートアップ支援セミナー」

